

# 山梨県公報

第千二百八十九号

平成十四年

五月二十三日

木曜日

## 目次

### 告示

口頭により開示請求をすることができる個人情報及び開示の方法の一部改正……………二七一

道路の区域変更……………二七二

道路の供用開始……………二七二

使用料の徴収事務の委託(二件)……………二七一

特定非営利活動法人の設立の認証申請  
開発行為に関する工事の完了について……………二七二

土地改良区役員の退任及び就任……………二七二

公安委員会……………二七二

平成十四年度交通誘導警備二級検定の実施について……………二七三

技能検定員等審査の実施……………二七三

遊技機の型式の検定……………二七四

## 告示

### 山梨県告示第千二百三十一号

口頭により開示請求をすることができる個人情報及び開示の方法(平成十五年山梨県告示第千二百八十九号の二)の一部を次のように改正する。

平成十四年五月二十三日

山梨県知事 天野 建

表産業技術短期大学校入学検定試験の項中、「合格発表の翌日から一か月間」を、「同右」に改め、同表家畜受精卵移植講習会修業試験の項中、「合格発表の日から一か月間」を「同右」に改める。

### 山梨県告示第千二百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年六月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年五月二十三日

山梨県知事 天野 建

一 道路の種類 県道

二 路線名 県民の森公園線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
中巨摩郡榑形町大字山寺字南田八九三番の二地先から 中巨摩郡榑形町大字山寺字下南田九七二番の一地先まで	八・六 一・一・八	一・二・二 五・六・〇		一七九・六

### 山梨県告示第千二百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年六月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年五月二十三日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	県民の森公園線	中巨摩郡榑形町大字山寺字南田八九三番の二地先から 中巨摩郡榑形町大字山寺字下南田九七二番の一地先まで	一七九・六	平成十四年 六月十一日

### 山梨県告示第千二百三十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成十四年五月二十三日

山梨県知事 天野 建

- 一 委託の相手方  
山梨市江曾原千四百八十八番地 財団法人山梨県公園公社
- 二 委託に係る使用料  
山梨県笛吹川フルーツ公園の有料公園施設及び設備器具の使用料
- 三 委託の期間  
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

山梨県告示第百三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成十四年五月二十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 委託の相手方  
甲府市小瀬町八百四十番地 財団法人山梨県民スポーツ事業団
- 二 委託に係る使用料  
山梨県小瀬スポーツ公園、山梨県富士北麓公園、山梨県御勅使南公園及び山梨県富士川クラフトパークの有料公園施設及び設備器具の使用料
- 三 委託の期間  
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年五月二十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十四年五月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 ファミリーサポートわたげ
  - 2 代表者の氏名 石井浩之
  - 3 主たる事務所の所在地 南巨摩郡増穂町最勝寺千四百七十一番地の六

4 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）が地域の中で明るく、楽しく、豊かな暮らしが出来るように、生活の援助を行う事を目的とする。

また、障害者（児）のライフサイクルを考え、地域社会の中で豊かに育ち、また豊かに生活できるような地域社会を築いていくことを目的とする。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十四年五月二十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡敷島町大下条字下河原一六四の一、一一九三の一及び一一九五の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡敷島町大下条二百九十四番地 高山高司

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十四年五月二十三日

山梨県知事 天 野 建

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	小林 二郎	中巨摩郡檜形町桃園八九五番地	平成十四年四月二十日

二 就 任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	金丸 敏範	中巨摩郡八田村野牛島一〇五三番地	平成十四年四月二十一日

# 公安委員会

平成十四年度交通誘導警備二級検定の実施について  
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十一条の二に規定する検定を次のとおり実施する。

平成十四年五月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦

一 実施する検定の種別及び級

交通誘導警備二級

二 実施日時

平成十四年八月二十八日（水）午前八時三十分から午後五時まで

三 実施場所

甲府市小瀬町八四〇番地小瀬スポーツ公園内武道館（電話〇五五 二四三 三二一

一）

四 受検定員

五十名

五 検定試験の内容

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(二) 法令に関すること。

(三) 車両等の誘導に関すること。

(四) 事故の発生時における応急の措置に関すること。

2 実技試験

(一) 車両等の誘導に関すること。

(二) 事故の発生時における応急の措置に関すること。

六 受検資格

1 山梨県内に住所を有する者

2 山梨県外に住所を有する者で、山梨県内の営業所に所属している警備員

3 次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができない。

(一) 十八歳未満の者

(二) 警備業法第三条第一号から第五号までのいずれかに該当する者

(三) 検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して三年を経過しない者

七 受検手続

1 提出書類

検定を受けようとする者は、その住所地（検定を受けようとする者が山梨県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に次の書類を提出しなければならない。

(一) 山梨県内に住所を有する者

検定申請書（正副二通）

履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）

警備業法第三条第一号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書及び

東京法務局の登記事項証明書

警備業法第三条第五号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

警備業法第三条第一号から第五号までに掲げるいずれにも該当しないことを

誓約する書面

写真 二枚（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦

の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもので、裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの）

(二) 山梨県外に住所を有する者で、山梨県内の営業所に所属している警備員

前記(一)の書類

当該営業所に属することを疎明する書面

2 受付期間

(一) 平成十四年七月十六日（火）から同年七月三十日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前九時から午後五時までとする。

なお、郵送による申請は受け付けない。

(二) 受付期間内であっても、申請人員が受検定員に達した場合は、受付を締め切る。

受検手数料 二万二千円（山梨県収入証紙で納付すること。）

なお、受検手数料は、申込みを取り消し、又は受検しなかった場合でも還付しない。

九 携行品

受検票、筆記用具、警笛、運動靴及び軍手

十 受検に関する問い合わせ先

山梨県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇五五 一三三五 二二二一内線七

一 五二二）又は山梨県内の各警察署生活安全課（係）

技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能

検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施する。

平成十四年五月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型、大特、大自二、普自二及び牽引自動車運転免許(以下「特定第一種運転免許」という。)、普通自動車運転免許(以下「普通自動車免許」という。)並びに大型及び普通自動車第二種運転免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

特定第一種運転免許、普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成十四年六月二十四日(月)及び六月二十八日(金)  
(午前九時から午後四時まで)

2 審査場所

山梨県中巨摩郡八田村野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成十四年五月二十四日(金)から平成十四年六月十三日(木)まで

2 場所

山梨県中巨摩郡八田村野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識  
教習指導員審査

2 教習に関する技能及び知識

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

- 一 特定第一種運転免許  
一万四千七百五十円
- 二 普通自動車免許  
二万五百円
- 三 大型自動車第二種免許等  
二万二千五十円

2 教習指導員審査

- 一 特定第一種運転免許  
九千八百五十円
- 二 普通自動車免許  
一万二千五百円
- 三 大型自動車第二種免許等  
一万二千五百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課(電話〇五五(二八五)〇五三三内線五九二)に問い合わせる。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする種類を運転することが出来る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員又は教習指導員審査を受けようとする者は当該種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し申請すること。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年五月二十二日までとする。

平成十四年五月二十三日

山梨県公安委員会  
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造者又は輸入業者名	検定番号	遊技機の種別及び区分	
					遊技機の種別	区分
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	クイック	株式会社ネット	二四〇〇八二	遊技機	回胴式遊技機
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	サプライズ	株式会社ネット	二四〇〇一七	遊技機	回胴式遊技機
タイヨーエレクトリック株式会社 代表取締役 濱岡洋平 愛知県名古屋市中区見寄町一丁目二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR火事場の口ポチから	タイヨーエレクトリック株式会社	二〇〇〇九三	遊技機	ぱちんこ遊技機
タイヨーエレクトリック株式会社 代表取締役 濱岡洋平 愛知県名古屋市中区見寄町一丁目二五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR演歌道	タイヨーエレクトリック株式会社	二〇〇〇七一	遊技機	ぱちんこ遊技機
株式会社ダイドー 代表取締役 久田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番三号	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	ファイバーパンク	株式会社ダイドー	二四〇〇四三	遊技機	回胴式遊技機
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR牙王	株式会社ニューギン	二〇〇〇一五九	遊技機	ぱちんこ遊技機
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR牙王	株式会社ニューギン	二〇〇〇一八七	遊技機	ぱちんこ遊技機

三丁目五六番地	株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七番七号	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第五)	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR踊れ大酋長	株式会社北電子	一四〇四七三
	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR新春一番S	株式会社ソフィア	二〇〇〇一八八
	株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	パチンコ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	新春一番S	株式会社ソフィア	二〇〇〇一八九

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番